

学校法人札幌大学 新型コロナウイルス感染症に係る情報の公表に関するガイドライン

学校法人札幌大学

2020（令和2）年8月5日策定

学校法人札幌大学（以下、「本学」という。）は、本学の学生、教職員、役員など（以下、「本学関係者」という。）が、新型コロナウイルス感染症に罹患した際に起こりうる偏見や差別を防止し、本学関係者の安全・安心を確保するとともに、必要な情報の開示を適切に行うため、下記のとおり感染の発生状況等の情報の公表に関するガイドラインを定める。

記

1. 公表の考え方

本学関係者に感染症が発生した場合は、次の考え方に基づき、情報の公表を行うものとする。

- ① 本学関係者が、感染症に罹患した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第16条第1項に基づき、その地域を管轄する行政機関において公表されるが、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、当該行政機関と連絡・調整を行った上で、本学において公表することがある。
- ② 公表に当たっては、感染症法第16条第2項及び個人情報保護の関係法令を遵守するとともにプライバシーの保護に十分に配慮する。
- ③ 個人情報又はプライバシーに係る情報の公表に関し、本人の同意が得られず、或いは、公表することで個人の生活や事業運営に重大な支障が生じるおそれがある場合は、全部或いは一部の情報を公表しないことがある。ただし、感染者の濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、本学において公表の必要があると判断した場合には、その地域を管轄する行政と連絡・調整を行った上で、個人情報またはプライバシーの保護に最大限配慮し、本人の同意の有無にかかわらず公表することがある。

2. 公表する内容

感染者の接触状況や感染拡大のリスクなどを総合的に判断し、その地域を管轄する行政と連絡・調整を行った上で、感染者の特定に至らない範囲で、次の情報のうち必要な情報を公表することとする。

- ① 感染者に関する情報
例) 年代、学生と教職員の区別、判明日、現在の状況等
- ② 感染者の行動歴等の情報
例) 本学施設を含む利用施設等
- ③ 集団感染等が確認された場合には、該当する本学関係施設等の情報
- ④ 本学が行う感染拡大防止対策及び今後の対応